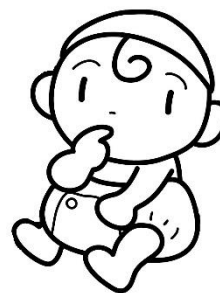


里帰りなどの **妊婦健康診査** 及び **新生児聴覚検査** の費用の助成について

新宿区では、里帰り等やむをえない理由で、母子健康手帳の交付を受けた方が、妊婦健康診査受診票を使用できなかった場合、また、新生児聴覚検査受診票を使用できなかった場合にかかった費用の一部を助成しています。



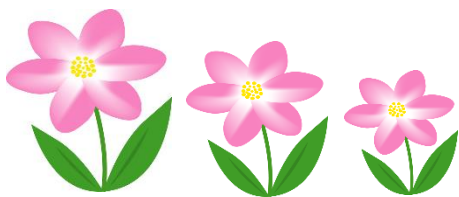
	妊婦健康診査	新生児聴覚検査
支給要件	<p>① 新宿区に住所を有する期間に妊婦健康診査を受診し、なおかつ受診票が使えなかった方</p> <p>② 支給対象となるのは保険適用外の妊婦健康診査費のみです。(保険適用されている場合は、支給の対象とはなりません。)</p> <p>③ 支給対象となるのは都内契約医療機関以外で受診した妊娠健康診査費のみです。ただし、助産所での保健指導等については、2回目から14回目の受診票が使用できず生じた自己負担金について、助成の対象となります。1回目の受診票及び超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票については、助成の対象とはなりません。</p> <p>※母子健康手帳の交付日以前に受診した健診費用は、対象とはなりません。</p> <p>※日本国内の医療機関に限ります。</p>	<p>① 新生児聴覚検査受診日において新生児とその母が新宿区に住所を有すること。</p> <p>② 支給対象となるのは保険適用外の新生児聴覚検査費のみです。(保険適用されている場合は、支給の対象とはなりません。)</p> <p>③ 支給対象となるのは都内契約医療機関以外で受診した新生児聴覚検査費のみです。</p> <p>④ 生後50日までの受診に限ります。 ※日本国内の医療機関に限ります。</p>
申請方法	<p>お電話等で健康づくり課までご連絡下さい。「里帰り等の妊婦健康診査費助成金申請書」、「里帰り等の新生児聴覚検査費助成金申請書」(以下「申請書等」という)を必要に応じてお送りいたします。また、申請書は新宿区のホームページからもダウンロードが可能です。申請書とそれぞれに必要な添付書類を提出してください。(郵送可)</p>	



	妊婦健康診査	新生児聴覚検査
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 母子健康手帳の「表紙」及び「妊娠の経過」が記載されているページのコピー ② 未使用の受診票 (妊婦健康診査受診票・妊婦超音波検査受診票・妊婦子宮頸がん検診受診票) ③ 当該妊婦健診に係る領収書(コピー不可、確認後お返しいたします) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 母子健康手帳の「表紙」のコピー ② 母子健康手帳の17ページに記載されている「検査の記録」のコピーまたは当該検査結果の写しのコピー ③ 未使用の受診票 (新生児聴覚検査受診票) ④ 当該検査に係る領収書および当該検査にかかったか金額がわかる書類(領収明細書等) (④の書類はコピー不可、確認後お返しいたします)
申請期限	<p>出産(出生)日から1年間です。 (例)2019年4月1日が出産日の場合→2020年3月31日(必着)までに新宿区健康づくり課に申請書及び添付書類等が届いていること。</p>	
助成額及び支払いについて	<p>提出された申請書を審査し、支給決定額を通知いたします。 ※審査により、自己負担額の全額が助成されない場合があります。</p>	<p>提出された申請書を審査し、支給決定額を通知いたします。 ※3,000円を上限に、自己負担額を助成します。</p>
	<p>助成金は申請書にご記入していただいた指定の口座にお振込みいたします。なお、入金のお知らせはしていませんので、ご本人様が通帳等にてご確認願います。また、申請から入金までの期間は1か月～1か月半程度かかりますのでご了承願います。</p>	

不明な点は以下までお問い合わせ願います。

【問い合わせ先(郵送先)】



〒160-0022 新宿区新宿 5-18-14 新宿北西ビル 4階
新宿区健康づくり課 母子保健担当
TEL 03-5273-3047(直通)